四十四　リスク計測モデル　第三章第三節に定めるところにより、市場リスク相当額を算出するために用いるリスクを計測するモデルをいう。

四十五　バック・テスティング　第十条第二項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。

四十六　ストレス・テスト　リスク計測モデルを用いて、想定される将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。

四十七　外国為替関連取引　異なる通貨間の金利スワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引若しくは通貨オプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

四十八　金関連取引　金に係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

四十九　金利関連取引　同一の通貨間の金利スワップ取引、金利先渡取引、金利先物取引、金利オプション取引、債券に係る店頭デリバティブ取引、債券等の貸借、買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において買戻日が定められていないものであって買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。）、売戻条件付売買（債券等に係る売戻条件付売買であり、売戻価格があらかじめ定められているもの又は約定時において売戻日が定められていないものであって売戻日を定めることにより売戻価格を定めることができるものをいう。以下同じ。）、選択権付債券売買若しくは約定日から受渡日までの期間が一月以上となる債券等の売買又はこれらに類似する取引をいう。

五十　株式関連取引　株券に係る店頭デリバティブ取引若しくは株券等の貸借又はこれらに類似する取引をいう。

五十一　貴金属関連取引　貴金属（金を除く。）に係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

五十二　その他コモディティ関連取引　エネルギー、農林水産物若しくは卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティに係る先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引をいう。

五十三　再構築コスト　取引を与信相当額の算出時点における市場の実勢条件により評価することによって算出する額をいう。

五十四　経過日数　受渡予定日から起算した日数をいう。

第二条に見出しとして「（控除すべき固定資産等）」を付し、同条第六項中「次に掲げる表の」を「次の表に掲げる」に改め、同条の表中「第六条第五項」を「第五条第五項」に、「第七条第四項第一号」を「第六条第四項第一号」に、「第五条第十項」を「第四条第十項」に改める。

第三条を削る。

第四条第一項中「標準的方式又は内部管理モデル方式」を「第二節に定める標準的方式又は第三節に定める内部管理モデル方式」に改め、同条第二項第二号中「第百四十三条第一項第二号及び第百四十五条第四号」を「第百四十三条第一項第二号ロ及び第百四十五条第一項第四号」に、「商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（以下「商品取引所法」という。）第二百十条の規定による信託を除く。）」を「商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものを除く。）」に改め、同条第五項第一号中「、新株予約権付社債券その他の有価証券等及び」を「及び新株予約権付社債券その他の有価証券等並びに」に改め、「派生商品」の下に「（先物取引、オプション取引及びスワップ取引並びにこれらに類する取引をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「、普通株式」を「及び普通株式」に、「及びこれらの派生商品」を「並びにこれらの派生商品」に改め、同項第三号中「、外貨建ての有価証券等及び」を「及び外貨建ての有価証券等並びに」に改め、同条第六項第一号中「並びに指定国の政府」を「、指定国の政府により指定格付」を「適格格付業者により適格格付」に、「並びに第二項第一号」を「及び第二項第一号」に改め、「自己資本の額」の下に「（自己資本から第二条の規定により算出した額を控除した額をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第十条」を「第九条」に改め、同条第二項中「及び次条第一項」を「並びに次条第一項及び同項」に改め、同条第三項中「得た額とする。この場合において、」を「得た額に」に、「算出し、これを市場リスク相当額に加算しなければならない」を「加算した額とする」に改め、同条第四項中「前項において規定する」を「前項の」に、「オプション取引」を「オプション取引等」に改め、同項の表中「市場価値」を「時価額」に、「第七条第四項第一号」を「第六条第四項第一号」に、「第七条第四項第二号」を「第六条第四項第二号」に改め、同条第五項中「第三項において規定する」を「第三項の」に、「オプション取引」を「オプション取引等」に、「、算出したベガ値を」を「、ベガを算出し」に改め、「当該合計額の」を削り、「想定変動幅を」の下に「原資産が同一であるオプション取引等ごとに合算したもののうち、負であるものの絶対額を」を加え、同条第六項第二号の表中「オプション取引に係る」を「オプション取引等に係る」に、「海外」を「外国」に改め、「（法第二条第二十六項に規定する「金融商品取引清算機関」をいう。以下同じ。）」及び「（法第二条第二十九項に規定する「金融商品取引所」をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号の表を次のように改める。

| 区分 | 市場リスク相当額 |
|---|---|
| オプションがディープ・イン・ザ・マネー（コール・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては原資産価格が第四項（注）に規定する価格変動後においてもストライク・プライスを下回っている状態をいう。）のとき | 原資産の市場リスク相当額とオプションのイン・ザ・マネーの額（残存期間が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスと適切な先物価格との差額をいう。これができない場合は、イン・ザ・マネーの額は零とする。）を相殺した額 |
| 原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき | |
| 原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき | |
| 原資産のロング・ポジションについてプット・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき | 原資産の市場リスク相当額とオプションのアウト・オブ・ザ・マネーの額のいずれか小さい方の額 |
| 原資産のショート・ポジションについてコール・オプションを買い付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがアウト・オブ・ザ・マネーのとき | |
| 原資産のロング・ポジションについてコール・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき | 原資産の市場リスク相当額からオプションのイン・ザ・マネーの額を控除した額 |
| 原資産のショート・ポジションについてプット・オプションを売り付けることによりヘッジを行った場合であって、オプションがイン・ザ・マネーのとき | |